

立川飛行場の航空法に係る物件の高さ制限該当地域

1 該当地域

該 当 市 名	該 当 町 名	備 考
立 川 市	砂 川 町 1丁目～8丁目 泉 町 緑 町 富士見町 1丁目～7丁目 曙 町 1丁目、2丁目 柴 崎 町 1丁目、2丁目、4丁目～6丁目 柏 町 1丁目、2丁目 上 砂 町 1丁目、2丁目 高 松 町 1丁目～3丁目	細部の制限表面及び高さ制限については、下記の問合せ先に確認して下さい。
昭 島 市	東 町 1丁目～4丁目 福 島 町 もくせいの杜 1丁目～3丁目	
武蔵村山市	学 園 3丁目、4丁目 緑 が 丘 大 南 1丁目～5丁目	
日 野 市	大字日野 日野本町 4丁目～7丁目	

2 仮設物等（クレーンなど含む）の設置

進入表面及び転移表面については、制限高さを越える仮設物等（クレーンなど含む）の設置はできません。

ただし、水平表面への設置については、航空法第49条第1項のただし書きの規定に基づき、防衛大臣の承認を受けて設置することができます。

申請書類審査から承認まで1ヶ月以上かかるため、早めに問合せ先に確認してください。

3 問合せ先

陸上自衛隊立川駐屯地業務隊管理科営繕班

（電 話） 042（524）9321 （内線382）

（対 応 日） 土日、祝日及び12月29日～1月3日を除く平日
なお、都合により、対応できない日もありますので、事前に余裕をもって問合せをお願いします。

（対応時間） 午前8時30分～12時00分、午後13時00分～17時00分

立川飛行場の高さ制限区域概要図



「立川飛行場PNG形式」(国土交通省)(当該ホームページのURL)を加工して作成